

## 阿賀野市告示第14号

阿賀野市Uターン奨学金補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和5年1月27日

阿賀野市長 田中清善

## 阿賀野市Uターン奨学金補助金交付要綱を廃止する要綱

阿賀野市Uターン奨学金補助金交付要綱（平成28年阿賀野市告示第50号）は、廃止する。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## （経過措置）

- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に廃止前の阿賀野市Uターン奨学金補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第3項の交付の決定があった者で、旧要綱第2条の規定による補助金の受給要件を満たす者については、令和9年3月31日を最長とし、旧要綱第4条の規定に基づく交付回数を限度とし交付する。
- 3 前項の規定に関わらず、この告示の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。